

# 政府調達苦情処理の推進に必要な経費 ロジックモデル

**事業の目的**：WTOの政府調達協定等に基づき、内外無差別の原則の下、物品及びサービス（建築サービスを含む。）の政府調達に係る苦情の受付・処理を行うことを通じて、政府調達の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図る。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>予算額 【26年度】3.2 【27年度】2.9 【28年度】2.8 【29年度】2.8 (単位:百万円)</p> <p>人員 政府調達苦情処理対策室 6名 (全員が併任での対応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府調達苦情処理推進会議において、苦情処理手続の制定等を行う。</li> <li>国の政府機関等への調達、苦情申立てについて、政府調達苦情検討委員会で苦情の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府調達に関して学識経験を有する者で構成される政府調達苦情検討委員会の開催(活動実績)※平成30年8月末現在 【26年度】7回(苦情申立 2件) 【27年度】0回(苦情申立 0件) 【28年度】1回(苦情申立 0件) 【29年度】0回(苦情申立 0件) 【30年度】3回(苦情申立 1件)</li> <li>政府調達苦情検討委員会は、「政府調達に関する苦情の処理手続」に定める期限内(苦情申立てから90日以内(公共工事は50日以内))に、苦情申立てに対する報告書を作成する。</li> </ul>	<p>苦情申立てが行われた案件のうち委員会の提案を両当事者が受け入れること。 ⇒調達機関が政府調達協定等に違反していた手続を改善</p>	<p>政府調達の透明性、公正性及び競争性の向上</p>
<p>政府調達に関する協定第20条及び政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定第18条</p>	<p>政府調達苦情推進会議の設置について(平成7年12月1日閣議決定)</p>	<p>政府調達件数 【28年度】14753件</p> <p>苦情申立件数 平成8年度以降 15件 (内6件でWTO政府調達協定への違反を認め、是正策を提案)</p>	<p>苦情申立てが行われた案件のうち委員会の提案を両当事者が受け入れた件数の割合=100%</p>	

## 手段と目標の因果関係に関する検討の結果

- WTOの政府調達協定等に基づき、個別の政府調達への苦情に対応することにより、政府調達の透明性、公正性及び競争性の向上に寄与している。
- 政府調達に関して学識経験を有する者で構成される政府調達苦情検討委員会が、公平かつ独立した立場から、個別の政府調達への苦情の検討を行い、報告書・提案書を作成することで、両当事者がそれらの検討結果を受け入れる結果につながる。

## 【1】課題把握・目標設定

- ・WTO の政府調達協定に基づき、内外無差別の原則の下、物品およびサービス（建築サービスを含む。）の政府調達に係る苦情の受付・処理を行うことを通じて、政府調達の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図る。
- ・政府調達苦情検討委員会は、「政府調達に関する苦情の処理手続」に定める期限内（苦情申立てから 90 日以内（公共工事は 50 日以内））に、苦情申立てに対する報告書を作成する。
- ・苦情申立てが行われた案件のうち委員会の提案を両当事者が受け入れた件数の割合を 100% とすることを成果目標としており、現状は 100% と目標を達成している。

## 【2】政策手段の比較・検討

- ・WTO の政府調達協定を批准している我が国は、政府機関及び政府関係機関の調達に係る苦情について、公平かつ独立した立場から苦情を検討する行政機関を設置する責務を負っている。WTO の政府調達協定を離脱しない限り、地方自治体や民間に委ねる等、他の政策手段を取ることはできない。

## 【3】手段と目標の因果関係の検討

- ・WTO の政府調達協定等に基づき、個別の政府調達への苦情に対応することにより、政府調達の透明性、公正性及び競争性の向上に寄与している。
- ・政府調達に関して学識経験を有する者で構成される政府調達苦情検討委員会が、公平かつ独立した立場から、個別の政府調達への苦情の検討を行い、報告書・提案書を作成することで、両当事者がそれらの検討結果を受け入れる結果につながる。

## 【4】効果の測定

- ・平成 8 年度以降 15 件の苦情申立があり、6 件で WTO 政府調達協定への違反を認め、是正策を提案している。
- ・苦情申立てが行われた案件のうち委員会の提案を両当事者が受け入れた件数の割合を 100% とすることを成果目標としており、現状は 100% と目標を達成している。
- ・引き続き、WTO の政府調達協定に基づき、政府調達に係る苦情の受付・処理を行う体制を維持する。

# 政府調達苦情処理について

## 1. 処理体制

○WTOの「政府調達協定」(日本は、平成7年12月に締結・公布)を受け、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るため、同年12月の閣議決定により、以下のとおり政府調達苦情処理体制が整備され、平成8年1月1日から運用開始。

- ・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、議員:関係省庁事務次官等)  
→全体的な処理手続きの策定
- ・政府調達苦情検討委員会(法曹、学識経験者で構成。以下「委員会」。)  
→個別の苦情申立てに対する対応の検討

## 2. 苦情処理プロセス

- 苦情申立ての対象は、各府省庁、独立行政法人等が行う、①1,500万円以上の物品及びサービス一般の調達及び②6.8億円以上の建設サービスの調達。
- 苦情が申立てられた場合、原則として90日以内(公共工事の場合は50日以内)に、委員会は、報告書を作成。
- 政府調達協定等への違反が認められる場合、委員会は、調達機関(各省庁等)において「新たに調達手続を行う」「調達を再審査する」「契約を破棄する」等の是正策をあわせて提案。
- 運用開始以降の苦情申立ては15件。うち6件に対し是正策を提案。処理状況は内閣府HPに掲載。